

感染症の予防及びまん延の防止のための指針

事業所は、利用者の健康と安全を確保するために、福祉サービスの提供者として、感染症の予防に努め、もし感染が発生した場合でも感染の拡大を防ぐため迅速な対応体制を整えとともに、利用者の健康と安全を持続的に保護するために、本指針を定める。

1. 感染症の予防及びまん延防止のための基本的な考え方

事業所においては、感染症に対する抵抗力が低い高齢者や障がい者が利用することで感染が広がりやすく、症状が悪化しやすい傾向があるため、利用者、その家族、および職員の安全を確保するための対策を講じ、適切な体制を整備する。

2. 感染症の予防及びまん延の防止のための体制

(1) 感染対策委員会の設置

① 設置の目的 事業所内での感染症を未然に防止するとともに発生時の対策を検討する。

② 感染対策委員会の構成メンバー 生活支援部長、課長、事業所管理者・施設長、感染対策の知識を有するもの

③ 感染対策委員会の開催

おおむね6ヶ月に1回以上定期的に開催するとともに、感染症が流行している時期は必要に応じて随時開催する。

④ 感染対策委員会の役割

A) 事業所内感染対策の立案

B) 感染症発生時の対応の検討

C) 情報の収集、整理、全職員への周知

D) 行動マニュアル(BCP)等の作成

E) 事業所内感染対策に関する職員への研修・訓練の実施

3. 平時の対策

利用者や職員を感染から守るための基本的な予防方法である「標準予防策（スタンダード プリコーション）」を徹底する。標準予防策とは、血液や体液、分泌物、排泄物、傷のある皮膚や粘膜など、感染性微生物が含まれている可能性があるという原則に基づいて行われる、感染拡大のリスクを軽減するための標準的な予防策である。

【標準予防策の主な内容】

A) 手指消毒（手洗い、手指消毒）

B) 個人防護具（手袋、マスク、ガウン、ゴーグル、フェイスシールドなど）の使用

C) 呼吸器衛生（咳エチケット）

D) 環境整備（整理整頓、清掃、感染性廃棄物の処理）